

難航した日ソ漁業交渉がひとまず落着し、日本外交の次の課題はいよいよ日中平和友好条約の締結だというムードが醸成されつつある。そのようなムードのなかで条約締結促進へのさまざまな動きも目立ってきた。

こうして、日中平和友好条約締結への動きが活発になった理由には、ほぼ次の三つが考えられよう。まず第一には、この間、一貫して条約締結の早期実現を望んでいる中国側の意向があり、したがって、それら意向の伝達者の動きが

ぶべきだといった「反ソ」から「親中」への危険な振り子が存在していることも忘れてはならない。

もとより、私自身、一般論としての日中平和友好条約であればなら異存はないが、しかし、今日のような国際環境、とくに中ソ関係のなかで、ではなぜ日中条約が明らかに中国の世界戦略を反映した「覇権条項」入りの条約でなければならぬのか、という点については、これまでもしばしば述べたとおり、根本的な疑問を

●外交時評 日中条約交渉への注文

中嶋嶺雄 (東京外語大教授)



活発になってきたこと。第二には、今回の日ソ交渉におけるソ連の執りようかつ理不尽な出方に見られるように、ソ連は、たしかに「覇権主義」だから、この際、「覇権条項」入りの日中条約は当然だという意見が、それなりの説得力をも

ちはじめたこと。第三には、日中国交樹立五周年をこの初秋を迎えようとしている現在、日中共同声明の約束を果たすべきだという一般論があること。そして、このような意見の極限には、最近、訪中したある外務省OBのように、日本がソ連と対抗するためにこそ中国と手を結

もっている。

一九八〇年に期限の満了する中ソ友好同盟条約につき、双方が一年まえに態度を明らかにしなければならぬから、一九七九年春まで待つべきで、そのときには、中ソ関係も米中関係も、もつとはつきりするだろうというのが私の当初からの持論でもあった。

しかし、少なくとも当面の条約交渉では、中ソ友好同盟条約を廃棄するのかもしれないか、中国側に正確にただすべきであろうし、中国側が「覇権条項」という高度に戦略的な内容を条約

に入れるよう求めているのである以上、日本側としては、この際、最低限度、日中間の懸案を処理して、すつきりしなければならぬ。なぜなら、平和条約とは一般的に、領土紛争や戦争の後始末を含む懸案を処理してはじめて長期の友好と共栄のために結ばれるべきものだからである。

日中間の懸案としては、まず日韓大陸だな問題への中国側の抗議に見られるように海洋問題があるだけに、中国が将来、二百海里専管水域へ移行する場合に生ずる問題なども事前に協議しておくべきである。さらには、わが国の北方領土返還要求をあれほど支持する中国側であれば、尖閣列島というまぎれもない日本領土については、平和条約締結時に、その領有権についてすつきりさせねばならない。

これらの問題でもしも意見が一致しない場合、あるいは意見の違いを確認しあいつつ相互に保証しあえる場合には、それらの点を条約以外の交換公文か議定書に明記すべきであろう。少なくとも、「覇権条項」を条約に入れる場合は、当然、その日本側の解釈を交換公文のなかにも盛り込むべきであろう。

当然のことながら、これらの詰めには高度の外交的交渉能力を必要とする。こうした詰めもせずに、条約締結の促進を国会決議にしたり、参院選の材料にするなどは、まったく非常識だといわねばならない。